

## 独立行政法人労働政策研究・研修機構の目的、業務の概要、国の施策との関係

### (1) 機構の目的

機構は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的としています。(独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成14年法律第169号。以下「個別法」といいます。)第3条)

### (2) 業務の概要及び国の施策との関係

#### ・業務の概要

機構は、個別法第3条の目的を達成するため、次の業務を行います。(個別法第12条)

- 一 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究
- 二 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理
- 三 第一号に掲げる業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言
- 五 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修
- 六 前各号の業務に附帯する業務

#### ・国の施策との関係

国が行う労働政策の企画・立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資するため、上記の業務を行っています。